



# せいかつほご 生活保護のしおり

ながのけんしもいなふくしじむしょ  
**長野県下伊那福祉事務所**

〒395-0034

いいだしおうてまち ちょうめ  
**飯田市追手町2丁目678**

TEL 0265-53-0411 (福祉第一係)

0265-53-0412 (福祉第二係)

# せいかつほ ご そうだん しんせい みな 生活保護の相談や申請をされる皆さんへ

ひと だれ じぶん どりょく じぶん ちから せいかつ こま  
人は誰でも、自分たちがいくら努力しても自分たちの力だけでは生活に困る  
ばあい せいかつほ ご ほんとう せいかつ こま ひと くに さいていげんど せいかつ  
場合があります。生活保護は、本当に生活に困っている人に国が最低限度の生活  
ほしょう みな ちから せいかつ いとな てだす せいど  
を保障するとともに、皆さんの方で生活が営めるよう手助けする制度です。

せいかつほ ご せいど きほんてき じこう  
このしおりは、生活保護制度の基本的な事項について、主なものをわかりや  
かなら よ  
くまとめたものですから、必ずお読みください。

せいど せつめい  
なお、制度のすべてをもれなく説明したものではありませんので、わからな  
いことがありましたら、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）にご相談く  
ださい。

## 1 生活保護の種類と決め方

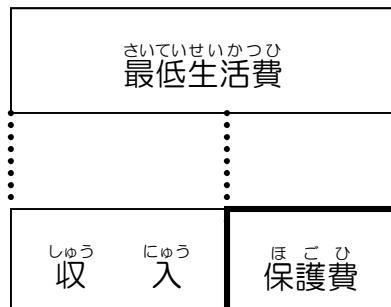
(1) 生活保護には次の8つの種類があります。

扶助の種類	主な内容
生活扶助	食べるものの、着るもの、電気代、ガス代、水道代などの毎日の暮らしに必要な費用
教育扶助	義務教育で必要な学用品、教材費、給食費、学級費等の費用
住宅扶助	家賃、地代や住宅の修理に必要な費用
医療扶助	病気やけがの治療に必要な費用
介護扶助	要介護者や要支援者が介護サービスを受けるための費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	高等学校にかかる費用や、新たに仕事を始めたり、就職するにあたり必要な技能や技術を身につけるための費用
葬祭扶助	世帯員が亡くなった際等に必要な葬儀費用

(2) 生活保護は、国の定める基準によって世帯ごとに「最低生活費」を計算し、これと皆さんの世帯全体の収入（給料、年金、手当などの合計）とを比較して決められます。そして最低生活費より世帯全体の収入が少ない場合に、保護を受けることができます。

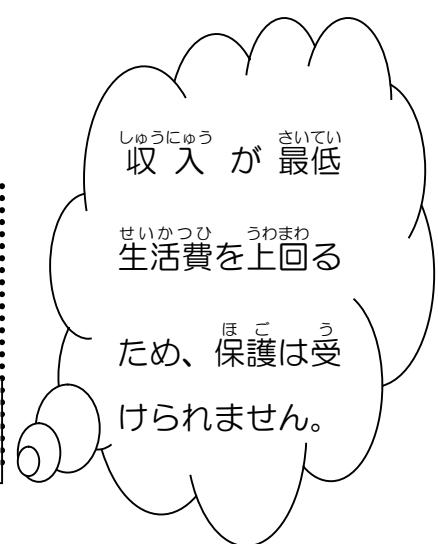
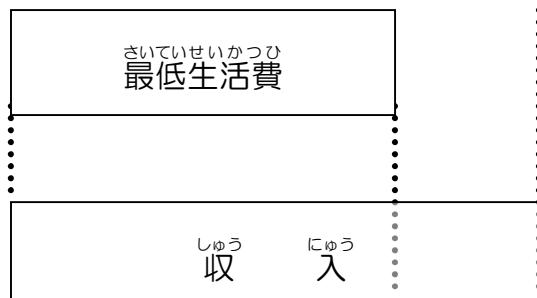
生活保護が受けられるかどうか、また、保護の決定内容に変更がある場合は、必ず文書でお知らせします。

せいかつ ほ ご う  
生活保護が受  
けられる場合



しゅうにゅう さいていせいかつひ したまわ  
収入が最低生活費を下回  
るため、その不足分のみ  
ほ ご ひ しきゅう  
保護費が支給されます。

せいかつ ほ ご う  
生活保護が受  
けられない  
ばあい  
場合



## 2 みんな ほしょう 皆さんに保障されること

- ① 正当な理由がない限り、保護を打ち切られたり、保護費を減らされたりすることはありません。
- ② 支給された金品には、税金をかけられることはありません。
- ③ 支給された金品、またはそれを受ける権利は差し押さえられることはあります。
- ④ 決められた保護の内容に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対して審査請求ができます。

### 3 みんなが守らなければならないこと

- ① あなたと家族の皆さんには能力に応じて仕事に励まなければなりません。  
働くことができるのに仕事をしないでいることは、認められません。
- ② 所有している資産（土地・家屋・貴金属・預貯金・保険・自動車など）は、  
まず生活費にあてなければなりません。所有している資産はすべて福祉事務  
所に報告してください。その上で、売却するなどして生活費にあてるか、ま  
たは保有したまま活用するかを指示しますので、それに従ってください。
- ③ 他の法律や制度で活用できるもの（年金、手当の受給など）があれば、必  
ず活用してください。また、親子、兄弟などと話し合い、できるだけその援助  
を受けてください。福祉事務所が扶養義務のある方の有無を調査し、原則と  
して、扶養義務のある方から、あなたと家族の皆さんを支援できるか、回答を  
求めます。
- ④ あなたと家族の皆さんの生活状況に応じて適切な保護を実施するため、  
福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が定期的にご自宅を訪問し、保護  
の実施上必要な指導や指示をしますので、必ず守ってください。  
なお、指導や指示に従わない場合は、保護の変更、停止又は廃止をすること  
があります。
- ⑤ 資産があっても直ちに現金化できず保護を受けた場合等において、資産が  
現金化されたときは、既に支給された保護金品を返還しなければなりません。  
また、事実と異なる申告や不正な手段により保護を受けたときは、保護金品  
を返還しなければなりません。この場合は、金品を徴収されるだけではな  
く、法律により罰せられることがあります。

## 4 次の場合には必ず届け出てください

- ① 収入に変更があったとき（給料、賞与、年金、手当、仕送りなどのすべての収入）
- ② 所有する資産に変動があったとき（資産の取得または処分、福祉事務所が保有を承認した保険の給付金や解約返戻金など）
- ③ 新しく仕事を始めたときや、仕事を辞めたとき
- ④ 家族の人数が変わったとき（死亡、出産、同居、別居）
- ⑤ 病院への入退院や施設への入退所など、生活状況が変わる場合
- ⑥ 介護サービスを利用しようとするときや、サービス内容を変更するとき
- ⑦ 勤務先の社会保険に加入したときや、健康保険の被扶養者として認定されたとき、または社会保険を脱退したときや、被扶養者資格を喪失したとき
- ⑧ 家賃や地代が変わったとき

## 5 その他

- ① 保護費は毎月5日（5日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）にその月分を前払いします。保護費の支給方法は、原則として口座振込です。
- ② 病院、診療所等にかかる場合は、印鑑を持って役場へ行き、傷病届に記入して役場へ提出してください。その際、役場から診療依頼書を交付されますので、病院等の窓口へ提出して診察を受けてください。診察後に医療費を支払う必要はありません。ただし、収入状況に応じて、医療費の一部を負担していただくことがあります。  
なお、生活保護が開始されると国民健康保険証は使えなくなるので、役場へお返しください。

また、通院に要する交通費も扶助の対象となる場合がありますが、原則として事前の申請や領収書などの提出が必要となりますので、必ずケースワーカーにご相談ください。

- ③ 住居の修理が必要になったときなどはご相談ください。

## 6 おわりに

福祉事務所のケースワーカーは、皆さんのこれから的生活について一緒に考えていきます。そのために皆さんの家庭を定期的に訪問させていただきますので、何か困ったことがあるときには何でも相談してください。

また、生活状況や収入などについて随時調査させていただきますので、必ず協力し、生活のありのままをお話しください。皆さんの秘密は固く守ります。

1日も早く苦しい生活から抜け出し、自立した生活を送ることができるよう、と共に歩んでまいりましょう。

下伊那福祉事務所  
担当ケースワーカー

(内線)

役場担当者

担当民生委員

さん